

海上保安学校教育備品の拡充・教育環境の充実助成基準

公益財団法人舞鶴文化教育財団

1. この助成は、日本でただ一つの海上保安官を養成する海上保安学校（以下、学校という）は、舞鶴の誇りであり、海国日本の海上交通安全や海上警備など重要な任務を果たしている同校に対し、地元から大きな声援を送り、物心両面での支援を行うことは地元民の務めと考え、教育備品拡充及び教育環境の充実を支援することを目的とする。
2. 助成の対象となる教育備品及び教育環境の充実
 - 1) 吹奏楽団が使用する楽器
 - 2) 吹奏楽団が使用する楽器の修理費用
 - 3) 教育用図書・DVD教材
 - 4) 講演会・講習会など教育環境の充実に関する助成
 - 5) 指導者の技量の向上・研究を助成する
 - 6) その他教育に役立つ器材及び教育環境を向上する
3. 助成金額
 - 1) 助成金は、年間120万円以下とする。
 - 2) ただし、それを超えるものであっても、事前に学校からの要請があり、当財団の理事会において必要と判断され、かつ予算の裏づけがある場合には、この限りでない。
4. 助成金の交付及び審査
 - 1) この助成は、学校からの交付要申請に基づき実施する。学校長は、助成金の交付を受けようとする場合には、理事長に対し、助成金交付申請書及び関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
 - 2) 理事長は、前項の助成金交付申請書の提出があった場合には、理事会に図った上で、前条までに定める内容を審査し、助成すべきものと認めた場合には、助成金の交付を決定する。
5. 助成金の交付方法

前条により助成金交付が決定された場合には、当財団は、助成の対象品を購入した上で、交付目録を作成し、贈呈式を経て学校に贈呈するものとする。講演会・講習会の経費や指導者の技量の向上・研究に関する経費については上記の限りではない。